

原告 齋田友雄外19名
被告 群馬県知事外1名

証 拠 説 明 書

2006(平成18)年12月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 野上 恭道
ほか39名

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者
甲D第9号証	H12 貯水池周辺斜面安定対策検討 業務報告書(抜粋)	写	平成13年3月	財団法人国土技術研 究センター
	立 証 趣 旨			
<p>1) ダムサイト地盤の地形・地質の概要。 2) 貯水池周辺の地質と地質上の工学的問題点等(同報告書16頁)。 3) 本報告書作成時までの、貯水池地すべり関係の調査の概要(19～26頁)。 4) 左岸林地区のそれまでの地すべり調査の概要。「地すべり地」を上流側と下流側の2カ所に特定するまでの検討経緯(42頁～)。 5) 同地区の林層は、不動岩貫入岩体の影響を強く受けて、風化や熱水変質を受け、軟質脆弱化していること。 6) 前記の地すべり機構等の検討経緯に鑑み、林地区の「地すべり」を、上記2カ所に絞ることについては、調査と検討が不足しており、国交省の判定は根拠が薄弱であること。 7) 二社平地区の地すべり機構については、同報告書の記述のとおりであると考えられ、尾根筋は現状でも不安定な状態にあること(119頁～)。 8) 林地区も二社平地区も、対策工事は斜面末端での「抑え盛土工」だけであるが、両地区の地すべり機構から考えて、有効な対策工事とは考えられないこと。 9) 右岸の「小倉地区」(㊦)については、現場の地質状況等を見誤り、「地すべり地ではない」としていること(26頁)。</p>				
号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第10号証	H10 林地区地質調査(その2)報告 書	写	平成11年3月	日鉄鉱コンサルタント 株式会社
	立 証 趣 旨			
<p>1) この報告書は、林地区地すべりの最終的な報告書である「甲D9号証」が作成される2年前に作成された報告書である。 2) この報告書は、報告書作成時点で、「現在まで地すべりの範囲、地すべり面深度、ブロック区分、地すべり発生機構等解明されていないことが多い。」(41頁)とし、「今後は明瞭な地すべり面の有無を確認し、地すべり機構の詳細が把握できるような調査が必要と思われる。」(前同)としており林地区の地すべり機構は解明されていないこと。</p>				

号証	標目	(原本・ 写しの 別)	作成年月 日	作成者
同第11号証	H8 横壁地区地質調査報告書(抜粋)	写	平成9年2月	明治コンサルタント株式会社
	立証趣旨			
	1) 八ツ場ダム予定地上流右岸一帯の地形・地質の概要。 2) 同地域の「林層」は、不動岩貫入岩体の影響を受けており、右岸一帯は、風化や熱水変質を被り、軟質脆弱化していること(同報告書53頁ほか)。 3) 白岩沢右岸地区には、現在でも「地すべり」ないし「表層崩壊」が起きていること(149～186頁)。 4) 西久保地区では、満水位と洪水期制限水位との貯水池の水位の昇降の影響を受けて、段丘の堆積層の土砂の流出が起こり、ひいては、代替造成地の盛土の流出にもつながる恐れがあること(127頁ほか)。 5) 同報告書は、西久保地区は地すべり地ではないとしていたこと(同報告書124頁)。			
号証	標目	(原本・ 写しの 別)	作成年月 日	作成者
同第12号証	国土交通省の貯水池地すべりに対する見解(八ツ場ダム工事事務所HP)	写	不詳	国交省八ツ場工事事務所
	立証趣旨			
	1) 国土交通省が、「八ツ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会」の検討結果を、事実上、同省の見解として公表していること。 2) 同委員会は、従前の調査結果を検討した結果、地すべり対策を行う箇所を、林地区で2カ所、二社平地区で1カ所としたこと。 3) 地すべり対策を採るとした3カ所について、地質・地形が記述されており、地すべり地として認定するに至った判断経過が示されていること。 4) 右岸「小倉地区」については、当初の要対策箇所3カ所の中には入っていなかったが、平成10年の集中豪雨で、小規模な地すべりが発生したとして、対策を行ったとの記述があること。 5)			
号証	標目	(原本・ 写しの 別)	作成年月 日	作成者
同第13号証	「地質・地形」(吾妻溪谷周辺およびその南西域)(抜粋)	写	不詳	群馬県長野原町教育委員会
	立証趣旨			
	1) 林地区の地すべり地形と過去の地すべり履歴。同地区斜面の最上部に明瞭な滑落崖が形成されていると指摘していること。 2) 西久保地区の対岸には、「中棚破碎帯」が存在していることを指摘していること。			